

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について（概要）

見直しの内容

		考え方	対応方針	
店頭取引	個人	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品店頭デリバティブ取引 仕組債・投資信託 (店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有するもの) 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 法令において不招請勧誘禁止。 適合性の原則等に基づく勧誘の適正化^(注)や説明責任等の徹底(最悪シナリオを想定した損失の説明、確認書(チェックシート)の利用等)を図る(自主規制)。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品デリバティブ取引 仕組債・投資信託 (店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有するもの) 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 説明責任等の徹底(最悪シナリオを想定した損失の説明、優越的地位の濫用がないことの説明、確認書(チェックシート)の利用等)を図る(自主規制)。 ※店頭通貨オプション取引等については、現行法令上、法人も不招請勧誘規制の対象となっているが、これについては、トラブルがなお多くあり、引き続きこれを継続する。
取引所取引	個人法人	金融商品デリバティブ取引	⇒	<ul style="list-style-type: none"> リスク説明の徹底を図る(自主規制)。(なお、ETFについては、今後の商品性如何によって、リスク説明の徹底を図る)

金融商品取引業者等は、

- ・不招請勧誘規制の適用関係、
- ・リスクに関する注意喚起、
- ・金融ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な注意喚起文書を交付・説明(自主規制)。

(注) 勧誘の適正化については、以下①②のような自主規制により適合性の原則等を具体化することを要請。さらに広告等の表示において誤解を生じさせることのないよう、自主規制を上乘せすることを要請(「元本確保型」等の名称を使用することを制限)。

- ①自主規制の定める基準に基づき、各社において、商品のリスク特性及び顧客の年齢、取引経験、主な収入・資産、投資目的等に照らした勧誘開始基準を定め、当該基準に合致した顧客に対してのみ勧誘。
- ②自主規制の定める基準に基づき、各社において、その参照対象となる株価指数等の変動率との対比で、商品の利回りが適切な水準かどうか等、商品の適切性(合理的根拠適合性)をチェック。

※特定投資家(プロ)を相手方とする取引を除く。

※デリバティブを内包する仕組預金についても、上記の取組みを踏まえた対応を全国銀行協会等に促す。

その他

- 金融商品デリバティブ取引、仕組債・投資信託の販売を行う第一種・第二種金融商品取引業者については、証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)において既に苦情処理・紛争解決支援の枠組みが出来ており、実効的な取組みを進めることとしている。金融ADRについても、金融商品取引法・銀行法等に基づく指定紛争解決機関の立ち上げに向けた取組みが進められている。上記注意喚起文書の配布等を通じて、これらの機関の周知が進むことによって、投資者保護の一層の充実が期待。
- 上記の取組みを実施した上で、今後、苦情の状況や自主規制の実施状況等を注視することとし、必要に応じ見直しを適時に行っていく。